

(平成21年11月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

徳島国民年金 事案456

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年8月から同年10月まで
② 昭和42年10月から49年3月まで

申立期間①の国民年金保険料については、当時、同居していた兄夫婦のところに来ていた集金人を通じて私自身が納付した。当時の保険料額が100円だったことも記憶している。

申立期間②の国民年金保険料については、自分が納付した記憶は無いが、私の母が集金人を通じて納付してくれていると思う。

保険料を納付したことを証明する資料は無いが、両申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①は3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、申立期間②を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、社会保険庁のオンライン記録、社会保険事務所が保管する被保険者台帳及びA市区町村のオンライン記録を見ると、i) 申立人の国民年金被保険者資格取得日は、社会保険事務所の被保険者台帳及びA市区町村のオンライン記録とも訂正されているが、社会保険庁のオンライン記録に当該訂正が反映されていない、ii) 社会保険庁のオンライン記録では、申立期間の国民年金保険料は未納とされているが、A市区町村のオンライン記録上は納付済みとなっているなど、行政側の記録管理に不適切な点が認められる。

さらに、申立人が同じ集金人を通じて国民年金保険料を納付していたとする申立人の兄夫婦は、申立期間に係る保険料をすべて納付している。

2 一方、申立期間②については、申立人自身が当該期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親も既に死亡していることから、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人は、昭和42年ころに父親の指示により保険料の納付を辞めたと供述している上、44年にはA市区町村Bから同市区町村Cに住所を異動していることもあり、社会保険事務所が保管する被保険者台帳管理簿には、申立人が「不在者」として取り扱われていた期間があったことを示す表示が確認できる。

さらに、A市区町村が保管している昭和44年度のC地区収納台帳に申立人の氏名等は確認できない上、申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年8月から同年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案457

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から48年3月まで

私は20歳になった後、母が役場で私の国民年金加入手続を行い、常に親子二人分の国民年金保険料を役場に持参し納付してくれていた。

母の年金記録では、申立期間が納付済みとなっているため、私の分だけが未納とされていることに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入手続及び申立期間に係る保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母親は、申立人の20歳到達時点から遅れて手続を行った記憶はないと主張しているが、このことを裏付ける資料（日記等）は無い。

また、社会保険事務所が保管する被保険者台帳管理簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年5月14日に払い出されたことが確認できる上、前後に払い出された国民年金手帳記号番号の資格取得年月日（任意加入）に係る記録によれば、49年3月5日以降に資格取得届がなされたものとも推認でき、いずれの時点においても、申立期間の一部の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年2月1日から63年4月1日まで
私は、申立期間について、A事業所に産休職員の代替職員として勤務していた。在職を証明する資料は無いが、勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所への照会結果から、申立人が、少なくとも、申立期間のうち、昭和62年4月1日から同年8月29日まで申立事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人と同様に、申立事業所に正規職員の出産休暇取得に伴う代替職員（以下「代替職員」という。）として勤務した者6名にも、申立事業所における厚生年金保険加入記録が無い上、申立事業所は、「代替職員については、臨時雇用のため、社会保険には加入させておらず、厚生年金保険料を控除した事実も無い。」と回答しているなど、申立事業所では、代替職員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立事業所に係る被保険者原票及び社会保険庁のオンライン記録によれば、昭和54年4月1日から平成21年4月1日までに資格取得された健康保険番号の記録に、申立人の氏名等は無く、欠番も無い。

さらに、申立人は、昭和62年2月1日から平成元年9月1日まで、申立人の父親の健康保険被扶養者として認定されていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年8月20日から28年11月1日まで
② 昭和29年12月1日から30年10月1日まで

平成20年4月21日に、私がA事業所に勤務した期間に係る厚生年金保険被保険者期間が記録統合された。

しかし、私が当該事業所に勤務していたのは、昭和27年8月20日から30年9月30日までの期間であるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された在職証明書（A事業所発行）により、申立人が申立期間について申立事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び事業所原簿により、申立事業所は、昭和28年11月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となり、その後、29年12月1日に全喪していることが確認できることから、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではない上、申立人の厚生年金保険被保険者期間とも一致している。

また、申立人と同様に昭和29年12月1日に資格喪失した被保険者は19人（申立人を含む）いるが、同日以降に継続して厚生年金保険被保険者記録を有する者はいないところ、当時の同僚は、「昭和29年12月に市町村共済組合ができたことから、当該組合に加入するか否かについて希望を聞かれたことを覚えている。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述はなく、給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月から42年12月まで

申立期間については、A社で正社員として勤務しており、運送の業務に従事していた。

給与の支払日や保険料控除については、はっきりと記憶していないが、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚の供述により、申立人が少なくとも申立期間の一部について申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時、自分のトラックを使って運送の仕事をしていたと供述しているところ、上記同僚は、「申立人のように自分の車を持ち込んで運送業務に従事していた者は、社員という立場ではなく、請負契約により仕事をしていました。請負契約により仕事をしていた者は厚生年金保険に加入していなかったように思う。」と供述しており、申立人が厚生年金保険に加入していなかった可能性がうかがえる。

また、申立事業所は、昭和51年12月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の人事記録、給与台帳等を確認することができず、当時の同僚等（9名）から事情を聴取しても、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和37年9月28日から40年9月1日（当該事業所の最終番号払出日）までに資格取得された健康保険番号の記録に、申立人の氏名等は無く、欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を
事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。